

『農業市場研究』投稿規程

日本農業市場学会学会誌編集委員会

(発行回数)

1. 本誌は年4回(6月、9月、12月、3月)刊行とする。

(投稿者の資格)

2. 本誌の投稿資格者は、本学会の会員とする。共同執筆者に会員以外の者を含めることもできるが、筆頭執筆者と代表執筆者が異なる場合には、両者がともに会員でなければならない。

(原稿の種類・受付期間)

3. 投稿する原稿の種類は和文もしくは英文の〈論文〉、〈報告論文〉、〈書評〉およびその他の4種類とする(ただし、〈論文〉および〈報告論文〉は、掲載受理が決定されたものについては〈論文〉として一括して表記する)。このうち〈論文〉、〈書評〉およびその他は随時受け付けるが、〈報告論文〉は本学会大会での個別報告後定められた期間内に受け付ける。また、シンポジウムの報告は編集委員会からの依頼原稿として本規程の中で扱う。原稿は未公開のものであることを原則とする。また、同時期に他の学会誌等に投稿されていないものであることとする。

(原稿の枚数)

4. 原稿の枚数は、和文の場合、本誌の書式(1頁当たり1,892字(22字×43行×2段))で〈論文〉10頁以内(400字換算で47枚以内)、〈報告論文〉6頁以内(同28枚以内)、〈書評〉2頁以内(同9枚以内)、その他とする。英文の場合は、本誌の書式(1行10~15単語×43行)で頁数は和文と同じとする。いずれの場合も、頁数には図表および後述のサマリーを含む。

英文原稿は、英語を主言語とする外国人が通読し、英文として改善されたものを投稿することとし、それを裏付ける通読者のサイン付き証明書を添付しなければならない。

(投稿審査料)

5. 本誌への論文投稿に際しては、投稿審査料として1編につき10,000円(学生単著は5,000円)を徴収する。なお、論文原稿の送付時に、投稿審査料振込(口座番号:02730-9-79366/加入者名:日本農業市場学会)の控え[写し]を同封すること。

(掲載料)

6. 本誌への論文掲載は原則として有料とする。〈論文〉および〈報告論文〉の掲載料は20,000円(学生単著は5,000円)とし、論文掲載受理通知後に徴収する。当該論文で、やむを得ず頁数を超過する際には、超過分に付き1頁当たり10,000円を徴収する(〈報告論文〉の超過頁は原則として認めない)。なお、編集委員会から依頼するものについてはこの限りではない。

(キーワード)

7. 論文には日本語および英語でキーワード3語を記載する。

(サマリー)

8. 和文論文には英文サマリー(論文題名、執筆者名、所属(部まで)、キーワードを含む。文章300単語以内およびその和訳文)を、英文論文には和文サマリー(同。800字以内)を添付する。英文サマリーについては英文の正確さを期すため、編集委員会で修正することがある。

(執筆要領)

9. 執筆要領は別途定めるとおりとする。

(投稿票)

10. 別紙に①原稿の種類、②タイトル、執筆者名、所属(部まで)、③キーワード(論文の場合のみ)、④原稿の書式(1頁当たり字数(字数×行数×段数))および図表を含めた予想頁数(1頁1,892字換算)、⑤連絡先(E-mailがある場合はそのアドレスも含む。ただし、筆頭執筆者と代表執筆者が異なる場合は代表執筆者の連絡先。また、代表執筆者が学生の場合には指導教員名およびその連絡先も記載すること)を記載し、投稿票として添付する。

(投稿の方法)

11. 投稿者は原稿(投稿票およびサマリーを含む)3部を筑波書房内・日本農業市場学会「学会誌編集委員会事務局」宛に提出する。

(原稿の採否)

12. 投稿論文は別途定める論文審査要領に基づき、複数審査委員による審査を経て編集委員会が掲載の可否を決定し、受理日を明記のうえ本人に通知する。

(稿料)

13. 投稿・依頼原稿とも稿料は支払わない。

(複写権)

14. 学会誌採録原稿は、複写権の行使を本学会に委任するものとする。

附則. 本規程5.(投稿審査料)については、2009年5月1日から適用するものとする。

1992年4月5日制定 1993年4月4日改正 1996年4月3日改正 1997年4月3日改正
1998年4月3日改正 1999年4月2日改正 2001年7月1日改正 2002年6月30日一部修正
2003年4月3日改正 2004年10月31日改正 2005年7月1日改正 2009年3月29日改正
2009年7月10日改正 2010年3月28日改正 2011年7月2日改正